

令和5年度 神奈川県精神病院協会看護部長会 第3回研修会概要

- 1 日時 令和6年3月13日(水) 14:00~15:30
- 2 場所 ビジョンセンター横浜3階309号室
- 3 参加者 会場22名 オンライン47名
- 4 担当役員 担当理事 日向台病院 長谷川吉生先生(オンライン参加)
司会: 横浜相原病院 牛腸 好美 看護部長
書記: 厚木佐藤病院 ハント 香保 看護部長
受付: 愛光病院 石山 清和 看護局長
受付: 常盤台病院 田中 君枝 看護部長
- 5 研修会
テーマ: 「精神保健福祉法の改正について」
講師: 日本精神科看護協会 会長 吉川 隆博 先生

研修内容は別資料にて省略(資料は事前配布及び当日会場配布済)

質疑

会場より2名の質疑がなされ、吉川先生が回答された。

Q1: 東横恵愛病院 釜 英介看護部長より

自施設において看護部長、事務長による相談窓口を運営しているが、現場では「虐待に対する通報」に抵抗感のような悩むところがあり相談窓口には報告が来る。講義によると精神科病院の相談窓口は虐待を通報する場所ではないとされているが、通報レベルの内容なのか判断に悩む。どうしたらよいか?

A1: 現場でのダイレクトな虐待に対する通報は、現場のことを考えるとまだハードルが高いことは理解できる。しかし、病院側で都合の悪いケースは隠してしまうかもしれないことを考えると、やはり発見者がダイレクトに通報するほうが良い。時間はかかるが施設内でダイレクトに通報できるよう指導し、通報内容の整理(虐待か否か)が出来るよう勉強会を開くとよい。

Q2: 常盤台病院 田中 君枝看護部長より

自施設内に患者からのご意見箱を設置しているが、ご意見の中に看護師とのやり取り(悪い事案)が記載されていた。無記名であり、誰が該当職員なのか調査が難しく解決できない。黙認と捉えたとすればご意見箱の運用を変えた方がよいのか?

A2: 無記名の該当職員を通報することは難しい。(虐待防止の措置)4月1日施行以降、ポスターを見えるところに掲示することで(患者の記入の仕方が)変わってくるのではないかと(ご意見箱の)運用を変える必要はないと思う。

(文責: 厚木佐藤病院 ハント 香保)